

平成30年度保育課新規事業について

1. 保育所等利用者負担軽減（第2子無償化）

私立幼稚園については、平成29年度から国の制度を超えた市単独事業として、多子世帯の第二子の実質無償化を実施しているところであるが、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等についても、平成30年度から第2子の無償化に取り組む。

多子世帯の数え方については、1号認定児（認定こども園の旧幼稚園部分）は、私立幼稚園と同様、第1子の年齢制限がなく、2号、3号認定児（認定こども園の保育部分、保育所等）は、現行の政令に基づき、未就学児の範囲内で第1子、第2子として取り扱う。

（例）小学4年生、5歳児、3歳児の子どもがいる場合の保育料

利用施設	認定こども園（幼稚園部分）	認定こども園（保育部分）及び保育所	
利用児童	1号認定こども	2号・3号認定こども （年収360万未満の世帯）	2号・3号認定こども （年収360万以上の世帯）
考え方	第1子の年齢上限なし		第1子を5歳児からカウント
小4以上	第1子	第1子	（算定外児童）
小3			
小2			
小1			
5歳	第2子（保育料無償化対象）	第2子（保育料無償化対象）	第1子（保育料満額）
4歳			
3歳	第3子（無償）	第3子（無償）	第2子（保育料無償化対象）
2歳			
1歳			
0歳			

2. 病児・病後児保育事業の拡大

病児・病後児保育事業については、現在、大船地域で病後児保育事業を「naste 大船」が、鎌倉地域で病児保育事業を「病児保育室トコトコ」がそれぞれ定員4人で事業を行っている。

平成30年度からは、両事業所において定員を6人とした上で、病児・病後児保育事業の両事業が行えるよう事業拡大を行う。なお、「naste 大船」については、今回の事業拡大に伴い、現在の事業所から、病児保育事業における連携医療機関になる、いくた小児科が所在するビル内に移転する。

【naste 大船】

所在地：鎌倉市大船一丁目27番28号 STKビル（旧住所：鎌倉市大船二丁目19番7号）

実施主体：社会福祉法人つきかげ会

連携医療機関：いくた小児科

【病児保育室トコトコ】

所在地：鎌倉市由比ガ浜二丁目 6 番 20 号

実施主体：医療法人ゆいの会（かまくらファミリークリニック）

3. （仮称）保育士等宿舎借り上げ事業補助金

保育士の確保及び保育士等の離職防止のため、保育士等を居住させる目的で宿舎を借り上げる保育事業者に対して関連する経費の一部を補助する事業。

【補助の内容】

対象者：認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所の設置者

対象事業：保育所等に勤務する常勤の保育士（平成 24 年度以前に保育所等が借り上げる宿舎に入居している者を除く。）のうち、保育所等に採用された日から起算して 10 年以内の者を居住させる目的で借上げた宿舎の借上げに要する経費。

補助基準額：借上げ宿舎に居住する保育士一人当たり月額 82,000 円

補助額：補助基準額 82,000 円と、借上げ費から保育士負担額を引いた額を比較して低いほうの額の 3/4。

（例 1）事業者がアパートの一室を月額 100,000 円で賃借し保育士を居住させ、保育士負担を徴収しない場合

⇒100,000 円（借上げ費（補助対象額）） \geq 82,000 円（補助基準額）のため、82,000 円の 3/4 の 61,000 円（千円未満切捨）が補助額となる。

（例 2）事業者がアパートの一室を月額 100,000 円で賃借し保育士を居住させ、保育士負担として 30,000 円を徴収する場合

⇒100,000 円（借上げ費） $-$ 30,000 円（保育士負担額） $=$ 70,000 円（補助対象額）

⇒70,000 円（補助対象額） \leq 82,000 円（補助基準額）のため、70,000 円の 3/4 の 52,000 円（千円未満切捨）が補助額となる。